

観音寺市外国語指導助手(ALT)派遣業務仕様書

観音寺市教育委員会

1 件名

観音寺市外国語指導助手(ALT)派遣業務

2 目的

観音寺市立小中学校に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置することにより、国際理解の推進を図るとともに、英語教育の充実及び児童生徒のコミュニケーション能力を高めることを目的とする。

3 業務内容

(1) 事業者（派遣元）が行う業務

- ① 観音寺市立小中学校へのALTの派遣
(各校の配置計画に基づくALTの適正配置、臨時休校等振替日の調整)
- ② ALTに対する配置前及び配置期間中の業務の遂行に必要な研修の実施及び市教育委員会に対する研修内容の報告
- ③ 担当コーディネーターの選任
- ④ ③についての市教育委員会への報告
- ⑤ 市教育委員会、小中学校とALT間の連絡調整
- ⑥ 担当者による学校訪問、ALTの業務遂行状況の把握及び評価
- ⑦ ALTに対する学習指導要領に基づく指導カリキュラム等の理解促進、その他業務遂行に必要となる研修の実施
- ⑧ ALTの業務遂行に対する指導及び英語教育に関する教材、指導案の提供等の支援
- ⑨ ALTの勤務管理及び休暇、遅刻等がある場合の学校への事前報告
- ⑩ ALTに係る市教育委員会及び学校からの要望、苦情等への対応

(2) ALTが行う業務

- ① 英語授業、外国語活動、国際理解教育における指導補助、授業支援
(担当教職員との外国語会話の実演等を含む)
- ② ①の指導に係る教職員との打合せ、教材、ワークシート、カリキュラム等の作成、補助
- ③ ②のワークシート、テスト等のチェック、採点補助
- ④ 異文化理解、異文化間コミュニケーションに係るレクチャーの実施
- ⑤ 各種常時活動への積極的な参加（給食指導、清掃指導等）
- ⑥ スピーチコンテストに向けての支援、助言、指導
- ⑦ クラブ活動及び文化祭、体育祭等学校行事への参加
- ⑧ 小・中学校教職員に対する英語研修
- ⑨ 市教育委員会の依頼する研修会への参加

(3) その他、協議の上、必要であると合意した業務

4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 A L T の人数

A L T 6 名（小学校 4 名、中学校 2 名）を配置するものとする。

6 派遣日数及び派遣日時

- (1) A L T の派遣日数は、A L T 1 人につき、1 年間当たり 1 8 5 日程度とする。
- (2) 就業日は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに観音寺市立小中学校の夏季休業日（7 月 21 日～8 月 31 日）、冬季休業日（12 月 25 日～1 月 7 日）及び学年始休業日及び学年末休業日（3 月 25 日～4 月 5 日）を除く。）までを原則とする。ただし、学校、市教育委員会と派遣元協議の上、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏季休業日等を就業日とすることができる。
- (3) 就業時間は、午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（休憩時間は 45 分）とする。ただし、学校、市教育委員会と派遣元が協議の上、必要と認めた場合は、就業時間を変更することができる。

7 就業場所

A L T の就業場所は、観音寺市立小学校及び観音寺市立中学校（別紙「観音寺市立小中学校一覧」のとおり）とし、各学校の配置計画に基づき定められた授業時には必ず教職員と共に指導に加わるものとする。

A L T の配置については、小学校を 4 つのグループに分け業務を実施するため、同時に 4 校で業務を行える体制、中学校については各中学校を 2 つのグループに分け業務を実施するため、同時に 2 校で業務を行える体制を確保すること。

8 A L T の資格・要件

- (1) 英語を母語とする又は同等の能力を有すること。
- (2) 日本又は諸外国における教員資格若しくはこれと同等程度の能力を有すること。
- (3) 外国語活動又は英語教育に関する指導経験があり、又は、専門機関において指導技術の研修を受けていること。
- (4) 日本における英語教育について理解し、業務の遂行に必要な水準の指導力を有していること。
- (5) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、業務に対して意欲をもって取り組める者であること。
- (6) 小学校に配置する A L T については、日本語による日常のコミュニケーションが可能であること、又はその見込みであること。
- (7) 心身ともに健康で、通年勤務ができること。
- (8) 就業場所への移動を自力で行える者であること。
- (9) 業務履行に当り適正な就労査証を有する者であること。
- (10) 日本国内において犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと、及び禁固以上の刑に処せられたことがないこと。

9 委託料の支払方法

- (1) 委託料の支払方法は、委託期間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）に係る委託料の総額を支払期間の 3 6 月分で均等に分割した額を月毎に支払うものとする。
- (2) 委託者は、受託者から毎月の業務完了後の適正な請求書を受理したときは、受理日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

10 その他

- (1) A L Tの病気等による緊急の休業への対応について
契約日数を満たす振替業務を行うこと。
- (2) A L Tの変更について
派遣元は、配置されているA L Tの業務の遂行が不十分であると市教育委員会が判断した場合は、速やかに協議を行い、当該A L Tの変更を行うなどの対応をすること。
- (3) A L Tの就業時間中及び就業場所への移動中における事故について
A L Tの就業時間中及び就業場所への移動中における事故については、派遣元が対応すること。
- (4) 代理講師の配置について
派遣元は、A L Tが規定時間を超えて休暇をとる場合や、事故が生じた場合は、速やかに代理講師を配置するものとする。
- (5) 損害賠償責任について
業務の遂行にあたり、派遣元あるいはA L Tが、それぞれ、その責任に帰す理由により損害を及ぼす等の事態になった場合は、速やかに市教育委員会と連絡をとり対応について協議すること。またその賠償は派遣元の責に帰するものとする。

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、別途定める。

11 問合せ先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市教育委員会事務局 学校教育課 担当： 森、米谷
Tel 0875-23-3938
Fax 0875-23-3925
電子メールアドレス：gakkou@city.kanonji.lg.jp